

○調査日現在、審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中である事案のうち、答申を受けてから既に60日超を経過しているもの(資料12)

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
内閣官房	「自衛隊が多国籍軍の中で活動する場合の活動のあり方に関する米国、英国との了解について」でいう「事前にそれぞれの政府部内で正式な検討」にかかわる文書の不開示決定(不存在)に関する件	H17.3.8	1119	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条に基づく情報公開審査会への諮問及び第19条に基づく不服申立人への諮問の通知について」の一部開示決定に関する件(文書の特定)	H17.3.11	1116	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	WG-2第1回会合配布資料の不開示決定に関する件	H17.3.15	1112	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	WG-2第1回会合の会議議事概要の一部開示決定に関する件	H17.3.15	1112	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	WG-2第1回会合配布資料の不開示決定に関する件	H17.3.15	1112	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	平成16年3月5日付け閣副安危第98-1号から第98-11号までを分類・整理した文書の不開示決定(不存在)に関する件	H17.3.15	1112	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	緊急事態に我が国が採るべき対応について関係省庁が検討・討議した会議議事録概要等の一部開示決定等に関する件	H17.3.29	1098	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
内閣官房	内閣広報官において国税庁における週休日の開庁について検討した文書の不開示決定(不存在)に関する件	H17.4.18	1078	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	潜水艦による領海侵犯事案に係る事案関連地図等の一部開示決定に関する件	H17.6.28	1007	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	第3回国防会議関係資料の不開示決定に関する件	H17.10.12	901	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	「我が国の国際平和協力の在り方についての検討状況」の不開示決定に関する件	H18.2.7	783	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	「国際平和協力において自衛隊が実施する安全確保任務について」の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H18.5.16	685	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	有事法制第3分類に関する文書の不開示決定に関する件	H18.12.19	468	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
	特定新聞が報じた日本の核政策に関する基礎的研究に係る文書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.3.15	382	業務多忙により、答申を受けた後、裁決・決定に時間を要しているため。	H20.7.16裁決
警察庁	警視庁等に係る総理府所管一般会計の計算証明書類のうち支出証拠書類等の一部開示決定に関する件(6件)	H18.10.17	532	答申の内容に沿った決定をするに当たり、文書が大量でありその精査、確認作業に時間を要しているため。	
法務省	拘置所D棟2階、同3階の第二種独居内に設置されている特殊な畳「プラスマット富士」等の畳内部の構造上の全てが分かる図面、仕様書、設計図などの文書	H19.3.30	367	通常業務繁忙のため、処理までに時間を費やしているもの。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
外務省	特定元職員の在職中の特定会計経費に関する文書(他2件、計3件)	H16.4.20	1441	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	特定期間の特定会計経費に関する一切の文書	H16.5.18	1413	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	1996年度の特定会計経費について(他4件、計5件)	H16.7.27	1343	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	特定会計経費に関する特定期間におけるガイドライン	H16.3.31	1461	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	1996年度の特定会計経費支出(他4件、計5件)	H16.3.31	1461	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	特定期間の在外公館長赴任に関する贈呈品購入等(他4件、計5件)	H16.3.9	1483	大量請求案件で、開示部分の変更があり、実施文書作成に特に時間を要しているほか、他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	平成12年2月及び3月に支出された特定会計経費等	H16.5.18	1413	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	1997年3月の特定公館における特定会計経費(他2件、計3件)	H16.3.9	1483	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	北方領土関係文書	H16.6.22	1378	決定により生じる可能性のある影響を含め慎重に検討の上、決定する必要があるため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
外務省	特定会計経費支出に関する文書(他1件、計2件)	H16.4.20	1441	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	特定年度における特定公館の特定会計経費支出資料(計2件、計3件)	H16.2.10	1511	大量請求案件で、開示部分の変更があり、実施文書作成に特に時間を要しているほか、他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	1958年10月の岸首相、藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談記録(他1件、計2件)	H18.4.21	710	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	
	「イラク 大量破壊兵器」(詳細表示[分類]対中東アフリカ地域外交-対中東外交(中近東第二課所掌分)-イラク情勢/外交[作成(取得)時期]1993年10月01日[保存期間]30年[作成者]中東アフリカ局中東第二課(他1件、計2件))	H18.7.20	620	答申の趣旨(同種の複数の案件について内容が相互に異なる答申が出された。)を情報公開・個人情報保護審査会に照会した結果等を踏まえ、慎重に検討する必要があるため。	H.20.7.9裁決・決定
	「イランのミサイル開発(北朝鮮との関係)」(詳細表示[分類]対中東アフリカ地域外交-対中東外交(中近東第二課所掌分)-イラン情勢/外交[作成(取得)時期]1993年06月01日[保存期間]30年[作成者]中東アフリカ局中東第二課 *開示対象文書は情報公開第00572号(2003年2月25日)と同じ。	H18.7.20	620	答申の趣旨(同種の複数の案件について内容が相互に異なる答申が出された。)を情報公開・個人情報保護審査会に照会した結果等を踏まえ、慎重に検討する必要があるため。	H.20.7.9裁決・決定
	平成15年(行情)諮問第569号における対象文書	H19.8.10	234	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H17.12.8	844	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定期間の養護施設、救護院での体罰報告書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H17.3.31	1096	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定施設での体罰報告書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H17.3.31	1096	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定施設における特定事故の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H16.11.19	1228	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定施設における無断外出顛末の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H16.11.20	1227	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定職業安定所の雇用保険被保険者離職票(特定年月日、特定番号)の存否応答拒否に対して取り消しを求めるもの	H18.2.23	767	所管業務が著しく多忙であったため。	H20.5.29裁決
	特定年度に特定労働局が法違反で企業名を公表した資料の全部開示決定に対して対象文書が他にも存在するとして開示を求めるもの	H19.11.15	137	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定証書番号に係る年金給付決定関係文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.11.22	130	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	H20.6.6裁決
特定企業の労働者派遣法臨検調査の指導記録の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.11.9	873	所管業務が著しく多忙であったため。	H20.5.8裁決	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定個人が依頼した派遣法違反の調査及び是正指導内容の存否応答拒否に対して取り消しを求めるもの	H18.4.19	712	所管業務が著しく多忙であったため。	H20.5.8裁決
	労働者派遣法違反の調査及び是正指導内容の存否応答拒否に対して取り消しを求めるもの	H17.12.21	831	所管業務が著しく多忙であったため。	H20.5.8裁決
	特定住宅工事新築工事に対する苦情が分かる文書の存否応答拒否に対して取り消しを求めるもの	H18.3.15	747	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定学校法人の指定保育士養成施設指定申請書等の文書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.9.18	195	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定センターのホームページに関して監督官庁が委託している内容を示す文書等の一部開示決定に対して他の文書の開示を求めるもの	H20.1.24	67	答申後、決定に向けた検討に時間を要したこと。	H20.4.7決定
防衛省	平成13年12月から平成14年3月までの護衛艦くらまの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H19.10.16	167	開示の可否に係る検討に時間を要しているため。	
	平成13年12月から平成14年3月までの護衛艦きりさめの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H19.10.16	167	開示の可否に係る検討に時間を要しているため。	
	平成13年12月から平成14年4月までの護衛艦さわぎりの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H19.10.16	167	開示の可否に係る検討に時間を要しているため。	
	平成13年12月から平成14年4月までの補給艦とわだの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H19.10.16	167	開示の可否に係る検討に時間を要しているため。	
	平成13年11月及び12月の掃海母艦うらがの航泊日誌の一部開示決定に関する件	H19.10.16	167	開示の可否に係る検討に時間を要しているため。	